

第98回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第98期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

- ① 事業報告の新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結注記表
- ③ 計算書類の個別注記表

株式会社 **ア-レスティ**

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ
(<https://www.ahresty.co.jp>) に掲載しているものです。

新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2019年3月31日現在)

発行決議日	2006年11月15日	2007年7月26日	2008年7月25日	
新株予約権の数	35個	51個	109個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 3,500株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
権利行使期間	2006年12月1日から 2036年11月30日まで	2007年8月11日から 2037年8月10日まで	2008年8月19日から 2038年8月18日まで	
行使の条件	注1	注2	注3	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 35個	新株予約権の数 51個	新株予約権の数 109個
		目的となる株式数 3,500株	目的となる株式数 5,100株	目的となる株式数 10,900株
	取締役 (監査等委員)	保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 1名
		新株予約権の数 0個	新株予約権の数 0個	新株予約権の数 0個
	目的となる株式数 0株	目的となる株式数 0株	目的となる株式数 0株	
	保有者数 0名	保有者数 0名	保有者数 0名	

発行決議日	2009年7月24日	2010年7月12日	2011年7月20日	
新株予約権の数	98個	108個	163個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 9,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 10,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 16,300株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
権利行使期間	2009年8月18日から 2039年8月17日まで	2010年7月29日から 2040年7月28日まで	2011年8月9日から 2041年8月8日まで	
行使の条件	注4	注5	注6	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 98個	新株予約権の数 89個	新株予約権の数 126個
		目的となる株式数 9,800株	目的となる株式数 8,900株	目的となる株式数 12,600株
	取締役 (監査等委員)	保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 2名
		新株予約権の数 0個	新株予約権の数 19個	新株予約権の数 37個
	目的となる株式数 0株	目的となる株式数 1,900株	目的となる株式数 3,700株	
	保有者数 0名	保有者数 1名	保有者数 1名	

発行決議日	2012年7月24日	2013年7月22日	2014年7月28日	
新株予約権の数	163個	200個	416個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 16,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 41,600株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
権利行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	2013年8月10日から 2043年8月9日まで	2014年8月20日から 2044年8月19日まで	
行使の条件	注7	注8	注9	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 126個	新株予約権の数 162個	新株予約権の数 336個
		目的となる株式数 12,600株	目的となる株式数 16,200株	目的となる株式数 33,600株
	取締役 (監査等委員)	保有者数 2名	保有者数 3名	保有者数 3名
		新株予約権の数 37個	新株予約権の数 38個	新株予約権の数 80個
	目的となる株式数 3,700株	目的となる株式数 3,800株	目的となる株式数 8,000株	
	保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 1名	

発行決議日	2015年7月24日	2016年7月25日	2017年7月12日	
新株予約権の数	417個	533個	526個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 41,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 53,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 52,600株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	新株予約権1個あたり100円 (1株あたり1円)	
権利行使期間	2015年8月19日から 2045年8月18日まで	2016年8月11日から 2046年8月10日まで	2017年8月11日から 2047年8月10日まで	
行使の条件	注10	注11	注12	
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 347個	新株予約権の数 444個	新株予約権の数 490個
		目的となる株式数 34,700株	目的となる株式数 44,400株	目的となる株式数 49,000株
	取締役 (監査等委員)	保有者数 4名	保有者数 4名	保有者数 6名
		新株予約権の数 70個	新株予約権の数 89個	新株予約権の数 36個
	目的となる株式数 7,000株	目的となる株式数 8,900株	目的となる株式数 3,600株	
	保有者数 1名	保有者数 1名	保有者数 1名	

- 注1：(1) 新株予約権者は、2006年12月1日から2036年11月30日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2035年11月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年12月1日から2036年11月30日まで
- ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の全部を一括して行使しなければならない。
- (4) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- (5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。
- 注2：(1) 新株予約権者は、2007年8月11日から2037年8月10日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2036年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年8月11日から2037年8月10日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注3：(1) 新株予約権者は、2008年8月19日から2038年8月18日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2037年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年8月19日から2038年8月18日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ

- 注4：(1) 新株予約権者は、2009年8月18日から2039年8月17日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2038年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年8月18日から2039年8月17日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注5：(1) 新株予約権者は、2010年7月29日から2040年7月28日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2039年7月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月29日から2040年7月28日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注6：(1) 新株予約権者は、2011年8月9日から2041年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2040年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2040年8月9日から2041年8月8日まで
- ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
- (4) 前記注1の(4)に同じ
- (5) 前記注1の(5)に同じ
- 注7：(1) 新株予約権者は、2012年8月9日から2042年8月8日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2041年8月8日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2041年8月9日から2042年8月8日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注8：(1) 新株予約権者は、2013年8月10日から2043年8月9日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2042年8月9日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2042年8月10日から2043年8月9日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注9：(1) 新株予約権者は、2014年8月20日から2044年8月19日までの期間内において、当社の取締役及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2043年8月19日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2043年8月20日から2044年8月19日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注10：(1) 新株予約権者は、2015年8月19日から2045年8月18日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2044年8月18日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2044年8月19日から2045年8月18日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注11：(1) 新株予約権者は、2016年8月11日から2046年8月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2045年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2045年8月11日から2046年8月10日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注12：(1) 新株予約権者は、2017年8月11日から2047年8月10日までの期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、新株予約権者に会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ① 新株予約権者が2046年8月10日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2046年8月11日から2047年8月10日まで
 - ② 前記注1の(2)②に同じ
- (3) 前記注1の(3)に同じ
(4) 前記注1の(4)に同じ
(5) 前記注1の(5)に同じ

注13：2019年3月31日現在における監査等委員である取締役保有分には、監査等委員就任前に当社取締役として付与された以下のものが含まれております。

発行決議日2010年7月12日 19個、発行決議日2011年7月20日 37個、発行決議日2012年7月24日 37個、
発行決議日2013年7月22日 38個、発行決議日2014年7月28日 80個、発行決議日2015年7月24日 70個、
発行決議日2016年7月25日 89個

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

15社

連結子会社は(株)アーレスティ 栃木、(株)アーレスティ 熊本、アーレスティ ウイルミントンCORP.、(株)アーレスティ 山形、(株)アーレスティダイモールド 浜松、(株)アーレスティダイモールド 栃木、(株)アーレスティダイモールド 熊本、タイアーレスティダイCO.,LTD.、(株)アーレスティテクノサービス、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、(株)アーレスティプリテック、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、アーレスティインディアプライベートリミテッド、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司であります。

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の名称
- ・ 連結の範囲から除いた理由

タイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD.

総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

また、関連会社は存在しないため該当ありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

非連結子会社であるタイアーレスティエンジニアリングCO.,LTD. に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法を適用しておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちタイアースティダイCO.,LTD.、広州阿雷斯提汽车配件有限公司、アーレスティメヒカーナS.A. de C.V.、合肥阿雷斯提汽车配件有限公司、阿雷斯提精密模具（広州）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び一部の連結子会社は主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しており、一部の連結子会社は先入先出法に基づく低価法により評価しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法
工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～20年

工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） 2～20年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

- 八、役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- 二、製品保証引当金 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- イ、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ロ、その他の工事 工事完成基準
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、海外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
- イ、ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。
- ロ、ヘッジ手段とヘッジ対象
- a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金
- b. ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建債権債務等
- 八、ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつ、ヘッジ取引の実行管理を行っております。
- 二、ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- ⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- イ、退職給付に係る負債の計上基準 退職給付に係る負債は、当社及び一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職

給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。また、当社及び一部の連結子会社は、確定拠出型の退職給付制度を採用しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

□. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

なお、消去差額が軽微である場合には、発生日を含む連結会計年度において一括償却しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 149,015百万円 |
| (2) 受取手形裏書譲渡高 | 629百万円 |
| (3) 連結会計年度末日満期手形 | |

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	68百万円
------	-------

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失に関する事項)

①減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
アーレスティウイilmington CORP. (アメリカ合衆国 オハイオ州)	事業用資産	建物及び構築物	612
		機械装置及び運搬具	1,988
		工具器具備品	132
		土地	15
		リース資産	7
		建設仮勘定	256
(株)アーレスティ 東松山工場 (埼玉県比企郡滑川町)	事業用資産	建物及び構築物	44
		機械装置及び運搬具	216
		工具器具備品	15
		無形固定資産	3
合計			3,293

②グルーピングの方法

当社グループは継続的に収支の把握を行っている事業単位ごとに事業用資産をグルーピングしており、遊休資産及び処分予定資産等については個々にグルーピングしております。

③減損損失の認識に至った経緯及び回収可能価額の算定

アーレスティウイilmington CORP.は、収益面での改善が遅れていることから米国会計基準に基づく減損テストを実施しました。その結果、事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.5%で割引いて算定しております。

東松山工場は、稼働率の低下等により、当初想定していた収益が見込めなくなった一部の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は不動産鑑定評価額に基づいた正味売却価額を使用しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	26,027千株	48千株	－千株	26,076千株

(注) 発行済株式の総数の増加は、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行による増加であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	160千株	1千株	－千株	162千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会決議	普通株式	362	利益剰余金	14	2018年3月31日	2018年6月4日
2018年11月14日 取締役会決議	普通株式	259	利益剰余金	10	2018年9月30日	2018年12月3日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会決議	普通株式	310	利益剰余金	12	2019年3月31日	2019年6月3日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	2006年11月15日 取締役会決議分	2007年7月26日 取締役会決議分	2008年7月25日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,500株	5,100株	10,900株
新株予約権の残高	35個	51個	109個

	2009年7月24日 取締役会決議分	2010年7月12日 取締役会決議分	2011年7月20日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	9,800株	10,800株	16,300株
新株予約権の残高	98個	108個	163個

	2012年7月24日 取締役会決議分	2013年7月22日 取締役会決議分	2014年7月28日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	16,300株	20,000株	41,600株
新株予約権の残高	163個	200個	416個

	2015年7月24日 取締役会決議分	2016年7月25日 取締役会決議分	2017年7月12日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	41,700株	53,300株	52,600株
新株予約権の残高	417個	533個	526個

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。一部外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金にかかる支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項〔(4)会計方針に関する事項⑥重要なヘッジ会計の方法〕をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権について、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスクの管理

当社グループは借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。月次の取引実績は、管掌役員に報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

なお、国内連結子会社は、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）により、親会社を通じた借入金の調達をしておりますので、流動性リスクの管理は行っておりません。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	4,028	4,028	－
(2)受取手形及び売掛金	22,382	22,382	－
(3)投資有価証券	4,190	4,190	－
資産計	30,600	30,600	－
(1)支払手形及び買掛金	11,162	11,162	－
(2)電子記録債務	7,522	7,522	－
(3)短期借入金	5,740	5,740	－
(4)長期借入金	24,997	24,978	△19
負債計	49,423	49,404	△19
デリバティブ取引	－	－	－

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	当連結会計年度（2019年3月31日）		
			契約額など （百万円）	契約額などの うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
金利スワップの特例処理	金利スワップ 取引変動受取・ 固定支払	長期借入金	206	75	(*)

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記負債の(4)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5
非連結子会社株式	36

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	4,028	—	—	—
受取手形及び売掛金	22,382	—	—	—
合計	26,410	—	—	—

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
長期借入金	10,199	14,798	—	—

7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,357円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 16円26銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 関係会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |
| ③ たな卸資産 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------------|--|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 工具器具備品に含まれる金型以外の有形固定資産…定額法
工具器具備品に含まれる金型…主として生産高比例法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建物 2～47年 |
| | 機械及び装置 2～20年 |
| | 工具器具備品（生産高比例法を採用している金型を除く） 2～20年 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。 |

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異は、発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 製品保証引当金 将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
 イ. 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 ロ. その他の工事 工事完成基準
- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を充たしている場合には特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 a. ヘッジ手段…金利スワップ取引
 ヘッジ対象…変動金利支払の長期借入金
 b. ヘッジ手段…為替予約
 ヘッジ対象…外貨建債権債務等
- ③ ヘッジ方針 変動金利支払の長期借入金については、変動金利リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を利用しております。また、為替予約取引は、輸出入等に係る為替変動のリスクに備えるものであります。なお、ヘッジ取引については、当社経理部にて内部牽制を保ちつつヘッジ取引の実行管理を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップ取引については有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類作成のための基本となる事項
 ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に基づく「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（平成30年3月26日 平成30年法務省令第5号）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 | 30,444百万円 |
| (2) 保証債務 | |
| ① 関係会社の金融機関からの銀行借入等に対して保証を行っております。 | |
| アーレスティウイルミントンCORP. | 4,541百万円 |
| アーレスティメヒカーナS.A. de C.V. | 6,355百万円 |
| アーレスティインディアプライベートリミテッド | 6百万円 |
| 合肥阿雷斯提汽車配件有限公司 | 877百万円 |
| 計 | 11,780百万円 |
| ② 関係会社の電子記録債権に係る債務に対して保証を行っております。 | |
| 株式会社アーレスティ栃木 | 2,171百万円 |
| 株式会社アーレスティ山形 | 858百万円 |
| 株式会社アーレスティ熊本 | 122百万円 |
| 株式会社アーレスティテクノサービス | 364百万円 |
| (3) 期末日満期手形 | |
| 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 | |
| なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。 | |
| 受取手形 | 62百万円 |
| (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| ① 短期金銭債権 | 1,565百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 11,433百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	6,211百万円
② 売上原価	40,964百万円
③ 販売費及び一般管理費	51百万円
④ 営業取引以外の取引高	486百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	160千株	1千株	－千株	162千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

6. 税効果会計に関する注記

(百万円)

繰延税金資産	
未払費用	33
未払事業税	54
賞与引当金	209
退職給付引当金	256
未払金（確定拠出年金未移換分）	124
減損損失	93
製品保証引当金	5
その他	170
繰延税金資産小計	948
評価性引当額	△134
繰延税金資産合計	814
繰延税金負債	
買換資産圧縮積立金	△861
その他有価証券評価差額金	△925
その他	△51
繰延税金負債合計	△1,838
繰延税金負債の純額	△1,023

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 アーレスティ 栃木	300	アルミダイカスト 製品の製造	100	アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品 を当社へ売上 役員の兼任	ダイカスト製品の 購入	26,790	買掛金	2,502
						資金の貸付	3,021	関係会社 短期貸付金	2,625
						電子記録債権に係 る債務に対する保 証	2,171	-	-
	アーレスティウ イルミントン CORP.	千米ドル 33,600	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	銀行借入に対す る債務保証	4,541	-	-
	株式会社 アーレスティ 山形	151	アルミダイカスト 製品の製造	100	アルミ原材料を 当社より仕入、 ダイカスト製品 を当社へ売上	資金の借入	901	預り金	748
	株式会社 アーレスティ テクノサービス	15	機械器具の製造	100	ダイカスト周辺部 品を当社へ売上	資金の借入	2,107	預り金	2,154
	株式会社 アーレスティ ダイモールド 浜松	266	精密金型の製造	100	ダイカスト金型 を当社へ売上	資金の借入	1,087	預り金	1,115
	株式会社 アーレスティ プリテック	100	軽金属製品の加工	100	ダイカスト製品加 工代を当社へ売上	資金の借入	2,690	預り金	2,756
	アーレスティ メヒカーナ S.A. de C.V.	百万ペソ 1,163	アルミダイカスト 製品の製造	100	役員の兼任	資金の貸付	3,493	関係会社 短期貸付金	654
						関係会社 長期貸付金		2,837	
銀行借入に対す る債務保証						6,355	-	-	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高のうち買掛金には消費税等が含まれておりません。
2. 株式会社アーレスティ栃木からのダイカスト製品の購入については、市場の実勢価格を勘案して価格交渉の上決定しております。
3. 資金の貸付及び借入について主なものは、連結グループ内における効率的な資金運用を目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、利息については市場金利を勘案し合理的に決定しております。また、取引金額については期中平均残高によっております。
4. アーレスティウイルミントンCORP.及びアーレスティメヒカーナS.A. de C.V.に対する債務保証は、株式会社みずほ銀行等からの融資に対して保証したものであります。また、株式会社アーレスティ栃木の電子記録債権に係る債務に対して保証をしております。

(2) 役員

種類	会社等の名称又は氏名	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	高橋 新	-	当社代表取締役社長	(被所有)直接 3.5	-	金銭報酬債権の現物出資	16	-	-

(注) 金銭報酬債権の現物出資は、譲渡制限付株式報酬制度(譲渡制限期間1年)によるものであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,784円53銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 82円44銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。